

中山間地域等創造支援事業の概要

平成22年4月
中山間・地域政策課

1 事業目的

「新みやざき創造計画」に基づく新しい県づくりを推進するため、市町村と地域住民が一体となった地域づくりへの取組みについて支援を行う。

2 事業概要

(1) 中山間地域等創造支援事業補助金

① 事業の区分及び実施主体等

一般枠

ア 広域連携市町村

- ・複数の市町村、一部事務組合、広域連合又は広域市町村圏協議会が実施する事業

イ 合併市町村

- ・合併市町村が、合併後の本庁の所在していない旧町村の区域において実施する事業
- ※ただし、当該事業をより効果的なものとするため、合併後の本庁の所在する旧市町村の区域においても当該事業に関連する事業を実施する場合は、「合併市町村」による事業とすることができる。

条件不利市町村枠

地域振興5法（過疎法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び特農法）により指定されている市町村が実施する事業

- ※ただし、条件不利市町村のうち、地域振興立法5法により指定された地域が、各市町村内の一部地域のみとなっている場合には、当該地域で実施する事業に限る。

地域創造枠

上記条件不利市町村枠と同様

② 各区分の事業イメージ

ア 一般枠及び条件不利市町村枠

- ・基本的に、本事業補助金を活用する程度で完結する市町村事業。
- ・ソフト事業中心。

イ 地域創造枠

- ・市町村において、①地域の将来像の実現に向け、多様な要素を組み合わせた分野横断的な取組や、②地域を巡る様々な分野の課題への総合的な対応等を盛り込んだ骨太な地域計画を策定（策定にあたっては、事前に県と市町村において内容検討）。
- ・計画に盛り込まれた事業内容に対して、国や庁内各部局等の各種施策を投入するとともに、本事業においてもハード・ソフト両面で支援。
- ・他への波及効果等が期待できる内容が対象。

③ 補助対象事業

「新みやざき創造戦略」（以下「戦略」という。）の目標達成に資する内容であり、かつ、市町村等が地域住民と協働で行う個性のある地域づくりの取組

ソフト事業

- 一般枠、条件不利市町村枠及び地域創造枠共通
 - ア 戦略達成事業
体験・交流メニューの実施、イベントの開催、情報発信（普及啓発）、人材育成等、地域づくりの取組に関する事業
 - イ 戦略を効果的に推進するための計画策定事業
戦略を推進するに当たり必要となる計画策定または調査研究
※事業実施に当たっては、地域住民を含めた組織体制の構築が必須。

ハード事業

- 一般枠及び条件不利市町村枠
ソフト事業を実施するために必要な施設整備や機器購入等
※既存施設の改修・増築等
- 地域創造枠
地域創造計画を実現するために必要な施設整備や機器購入等

※条件不利市町村枠において、下記テーマのうちいずれかの項目に取り組む場合には、条件不利市町村枠の「特別分」として重点的に取り扱う。

【特別分のテーマ】

- ①少子化への対応
 - ・保育サービスの充実その他次世代育成対策の推進を図るもの。
- ②高齢化への対応
 - ・高齢者の地域づくり参加を促進するもの。
 - ・高齢化に対応した安心できる暮らしづくりの取組。
- ③地域コミュニティの維持、再生
 - ・集落機能の担い手の雇用の場の確保を図るもの。
 - ・複数集落単位の協力体制を構築して地域づくりを行うもの。

【事業申請に当たっての重要ポイント】

- ・県の総合計画である「新みやざき創造計画」中、重点施策として位置付けた「新みやざき創造戦略」の重点項目（戦略1～3にそれぞれ記載されている○印部分）を選択し、事業のテーマとして位置付ける必要がある。
※各戦略については、<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/parts/000085549.pdf> を参照。
- ・市町村と地域住民が協働で行う個性豊かな地域づくりであること。
- ・一般枠及び条件不利市町村枠のハード事業については、ソフト事業を行うに当たり真に必要な場合に実施すること。
- ・一般枠及び条件不利市町村枠については、「個性と工夫で頑張る地域づくり応援事業」及び「元気のいい地域づくり総合支援事業」により補助金交付を受けた事業内容については対象外とする。
- ・持続可能な長期的展望に立った地域づくりを実施するという観点から、申請事業（計画書）についてはできる限り3カ年度の事業内容とすること。

④ 補助対象経費

ソフト事業	賃金、謝金、旅費、委託料、需用費、役務費、使用料・賃借料、補助金、その他知事が必要と認める経費
ハード事業	設計監理費、工事費（附帯工事費含む。）、委託料、物品の修繕に要する経費、備品購入費、補助金、その他知事が必要と認める経費

⑤ 補助率及び補助限度額

区分	種類	補助率	補助限度額 (千円)	
一般枠	広域連携市町村	ソフト事業	(財政力指数) 0.2未満 補助対象経費の3分の2以内 0.2以上0.5未満 " 2分の1以内 0.5以上 " 3分の1以内 ※条件不利市町村のうち、地域振興立法5法のいずれかの法律により市町村全域が指定された市町村（以下「全域指定市町村」という。）が入った広域連携により事業を行う場合 補助対象経費の3分の2以内	10,000
		ハード事業		15,000
	合併市町村	ソフト事業	(財政力指数) 0.2未満 補助対象経費の3分の2以内 0.2以上0.5未満 " 2分の1以内 0.5以上 " 3分の1以内 ※全域指定市町村、または、条件不利市町村において地域振興立法5法のいずれかの法律により市町村の一部地域のみ指定が行われている市町村が事業を行う場合 当該指定された範囲の地域にて実施される補助対象経費の3分の2以内	10,000
		ハード事業		15,000
条件不利市町村枠	条件不利市町村	ソフト事業	補助対象経費の3分の2以内	5,000
		ハード事業		13,000
	特別分	ソフト事業	補助対象経費の4分の3以内	6,000
		ハード事業		15,000
地域創造枠	条件不利市町村	ソフト事業	補助対象経費の4分の3以内	5,000
		ハード事業		20,000

※補助限度額は3か年度以内の総額

※財政力指数については、補助を受けようとする年度の前年度のものを適用する。

⑥ 成果指標

事業を実施することによる成果を検証する指標を設定することとする。なお、設定指標については、戦略目標達成に関連する項目とすること。

(2) 申請事業の検討について

①一般枠及び条件不利市町村枠

- ・市町村からの申請内容について、申請市町村、庁内関係課及び中山間・地域政策課からなる検討部会により、事業内容や効果等を検討。

②地域創造枠

- ・市町村からの骨太な地域づくり計画の提案を受け、市町村、庁内関係課及び中山間・地域政策課において、国・県等の投入事業の検討等を実施。
- ・計画採択後、プロジェクトチーム（計画採択市町村、庁内関係課及び中山間・地域政策課）による計画の具体化に向けた検討を実施。

【参考】 地域創造枠のイメージ

